

国民年金保険料の納付は口座振替がお得です

国民年金保険料の納付は、現金納付、クレジットカード納付、口座振替が利用できます。まとめて前納（前払い）すると、割引が適用されるのでお得です。

1. 口座振替による前納

- 2年前納、1年前納、6カ月前納、当月末振替（早割）の4種類で割引があります。
- 2月末日までに加古川年金事務所または取引金融機関へ口座振替納付申出書（※）を提出してください。
- 必要なもの：年金手帳、預金通帳、銀行印

2. 現金納付による前納

- 4月に届く納付書の1年前納または6カ月前納の納付書をご利用ください。
- また、2年前納や5月以降に年度末までの前納を希望するときは、加古川年金事務所に納付書を請求してください。

3. クレジットカード納付による前納

- 2年前納、1年前納、6カ月前納で割引があります。割引額は現金納付と同額になります。
- 2月末日までに加古川年金事務所へクレジットカード納付申出書（※）を提出してください。

（※）口座振替納付申出書・クレジットカード納付申出書は、役場住民課窓口にて備え付けのものまたは日本年金機構や町ホームページに掲載しているものを使用してください。

【参考】令和3年度における前納額

（注）表の納付額は、割引が適用されたあとの金額です。

<口座振替利用の場合>

振替方法	納付額（注）	割引額
2年前納	382,550円	15,850円
1年前納	195,140円	4,180円
6カ月前納	98,530円	1,130円
当月末振替（早割）	16,560円	50円

<現金・クレジットカード納付利用の場合>

振替方法	納付額（注）	割引額
2年前納	383,810円	14,590円
1年前納	195,780円	3,540円
6カ月前納	98,850円	810円
当月末納付	16,610円	なし

毎月納める場合

	3年度	4年度
月額	16,610円	16,590円
年額	199,320円	199,080円

※令和4年度の国民年金保険料の前納額は、2月下旬頃に告示される予定です。

問合せ先 加古川年金事務所 ☎427-4740 住民課 保険年金係 ☎492-9135

～稲美町国民健康保険に加入している人へ～

「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」のハガキを送付します

稲美町国民健康保険では、医療費の自己負担額の軽減や国保財政健全化のため、現在のお薬をジェネリック医薬品（後発医薬品）に変更した場合の差額について案内する「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」のハガキを対象者に送付します。このお知らせを参考にいただき、ジェネリック医薬品の利用についてご検討ください。

- 対象**：10歳以上の国保加入者（主に生活習慣病に関連する薬を服用している人）で、ジェネリック医薬品に切り替えた場合、1カ月1薬剤あたり300円以上削減できる人
- 内容**：ジェネリック医薬品に切り替えた場合に削減できる自己負担額

ジェネリック医薬品を利用するには

かかりつけの医師・薬剤師に相談していただくか、医療機関の窓口にて「ジェネリック医薬品希望カード」を提示してください。

【注意】

- 「ジェネリック医薬品希望カード」は健康保険証の台紙の裏面に印刷されています。
- 医師の判断により、ジェネリック医薬品に変更できないことがあります。
- 薬局に在庫がないときは、お薬を用意するのに時間がかかることがあります。

問合せ先 国民健康保険中央会コールセンター ☎0120-53-0006（平日9：00～17：00）
住民課 保険年金係 ☎492-9135

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のご案内

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は、住民税非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した世帯を支援する給付金です。

給付金を受給するためには、手続きが必要です。

支給額 1世帯あたり10万円

支給対象と手続きの方法

① 世帯全員の令和3年度分の住民税が非課税の世帯

支給対象となる可能性のある世帯には、2月中旬に確認書を送付しますので、同封の返信用封筒で返送してください（確認書は令和3年12月10日時点の住民基本台帳上の世帯主に送付します）。

② ①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年1月以降の収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯（家計急変世帯）

住民税非課税相当・・・世帯全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1カ月収入×12）が住民税非課税水準以下の世帯

給付金を受け取るためには申請が必要です。詳しくは、町ホームページをご確認いただくか、以下の問合先（地域福祉課 臨時特別給付金専用ダイヤル）までお問い合わせください。

※①②ともに、住民税が課税されている人の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。

【住民税が課税されない収入額の目安（非課税限度額）】

（給与所得者）

扶養親族の数	非課税限度額（給与収入）
なし	93万円
1人	137.8万円
2人	168.3万円
3人	209.9万円

（公的年金等受給者）

扶養親族の数	年齢	非課税限度額（年金収入）
なし	65歳未満	98万円
	65歳以上	148万円
1人	65歳未満	147万円
	65歳以上	192.8万円

※稲美町における非課税となる基準額を記載しています。

問合せ先 地域福祉課 臨時特別給付金専用ダイヤル ☎492-9251
内 閣 府 臨時特別給付金コールセンター ☎0120-526-145



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、役場地域福祉課、最寄りの警察署または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。